

確定申告はお早めに！

# 龍野納税だより

## 確定申告特集号

発行所  
 公益社団法人龍野納税協会  
 龍野納税貯蓄組合連合会  
 たつの市龍野町富永702-1  
 TEL 0791-62-1700  
 協賛  
 龍野県税事務所

### 綾部山古墳群

梅の名所として知られるたつの市御津町にある綾部山古墳群は、約1500年前の古墳時代のもので古墳と言うべきか弥生時代の墳丘墓と言うべきか、判断しにくい極めて微妙な時代の貴重な遺跡だということです。

「正玄塚」と呼ばれる総数23基の古墳の露出横穴式石室を持つ古墳群が特に有名です。



## 確定申告のお知らせ

### 申告と納税はお早めに...

#### 申告及び納付期限

#### 振替日(振替納税をご利用の方)

申告所得税  
及び  
復興特別所得税

平成30年  
**3月15日(木)**

平成30年  
**4月20日(金)**

消費税及び  
地方消費税  
(個人事業者)

平成30年  
**4月2日(月)**

平成30年  
**4月25日(水)**

### 龍野税務署内の 確定申告書作成会場

平成30年2月16日(金)から  
平成30年3月15日(木)まで  
(閉庁日を除く)

※相談受付は原則として16時までです。  
※2月15日以前は開設されません！

## 第3回「NKメンバーズツアー」

旅行代金については、原則として事業の経費になりません。

**旅行代金** (お一人様) 134,000円 (消費税込)

**申込締切日** 平成30年4月30日

**旅行期間** 平成30年6月26日(火)～28日(木)

※空港までの送迎を予定しております。(要別途料金)



詳しいパンフレット、お申込みは、龍野納税協会まで。

伊丹空港	→	新千歳空港	—	ANAクラウンプラザホテル千歳	—
				砂川ハイウェイオアシス館	—
				展望花畑 四季彩の丘	—
				青い池	—
				富良野	—
富良野	—	狩勝峠展望台	—	十勝ヒルズ(昼食・見学)	—
				池田ワイン城	—
				道の駅あしよろ 鏡河ホール21	—
				阿寒国立公園オンネト一湖	—
				阿寒湖	—
				阿寒川	—
阿寒川	—	釧路市湿原展望台	—	釧路和商市場	—
				炉ばた煉瓦(昼食)	—
				たんちょう釧路空港	→
→	→	羽田空港	→	伊丹空港	

国 税 コ ー ナ ー

龍野税務署からの

# 確定申告のお知らせ



**申告会場** は **2月16日(金)** からです。



**相談受付** は **午後4時** までです。  
※ 混雑しだいでは早めに受付を終了します。

## ご自宅のパソコン等で申告書が作成できます！！

申告会場は大変混雑します。

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。



**税務署に出向く必要なし！**  
→ 印刷して郵送等により提出することができます。

**自動計算・いつでも作成可能！**  
→ 計算誤りのない申告書を作成することができます。



★ **スマホ・タブレット**でも作成できます！

★ 自宅等にプリンタがなくても、コンビニで印刷できます！（有料）

スマホ・タブレットをご利用の方はこちらをアクセス！

申告手續などには

**マイナンバーの記載** と **本人確認書類の提示** 又は **写しの添付** が必要です。



例1 マイナンバーカード



例2 通知カード



+ 運転免許証など



# 国 税 コ ー ナ ー

## 医療費控除は

**明細書を作成して  
提出すればOK!!**

## 領収書が提出不要となりました

改正の  
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“医療費控除の明細書”の添付  
が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

### お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようおかけください。

#### 作成コーナーの操作方法などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901** (全国一律市内料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)



#### マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダーの設定などに関するご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

#### 税務相談などに関するお問合わせ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて  
該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

# 県 税 コ ー ナ ー



## 個人住民税の特別徴収について

兵庫県と県内すべての市町からのお知らせです。

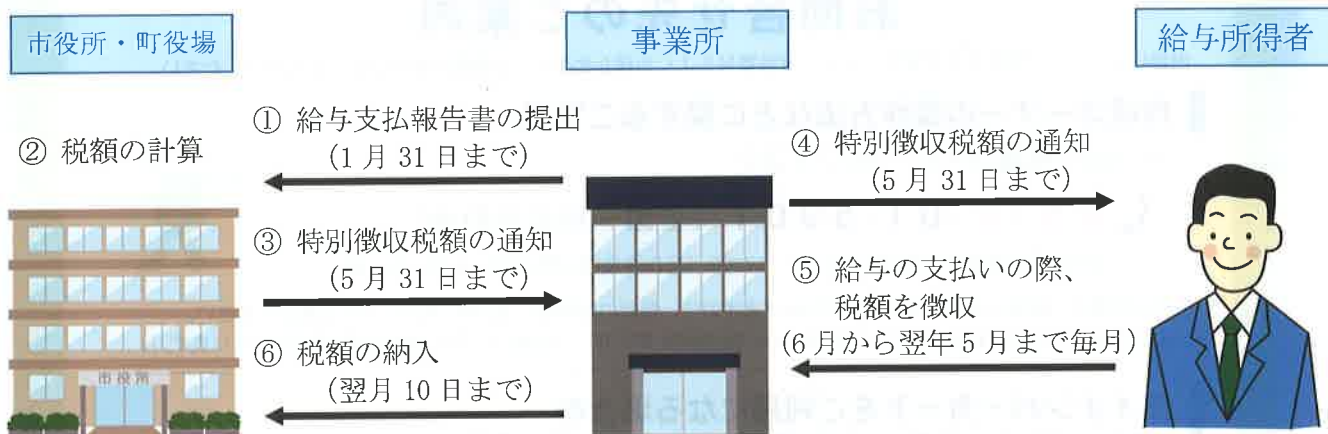
兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。  
従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

### ◎ 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

特別徴収とは、従業員の方の給与から個人住民税を天引きし、事業主の方が従業員の方に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

- ◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主（給与支払者）の方に義務づけられています。
- ◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。
- ◆ 兵庫県・大阪府・京都府・和歌山県と府県内の全市町村は、平成30年度から特別徴収の徹底を行います。特別徴収についてご理解とご協力をお願いします。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ



詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特別徴収

検索

ご理解とご協力をお願いします



兵庫県・県内市町